

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「（仮称）ホスピタリティ創学拠点整備事業に係る配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の5のとおり提出することができます。

平成27年7月27日

京都市長 門川 大作

1 代表事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 学校法人 大和学園
- (2) 代表者の氏名 理事長 田中 誠二
- (3) 主たる事業所の所在地 京都市中京区河原町二条下る下丸屋町396番地の3

2 その他事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 社会医療法人 太秦病院
- (2) 代表者の氏名 理事長 加茂 久樹
- (3) 主たる事業所の所在地 京都市右京区太秦帷子ノ辻町30

3 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
(仮称)ホスピタリティ創学拠点整備事業
- (2) 種類
建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約20,000㎡

(4) その他

対象事業には、相互に関連する2つの事業が含まれています。

4 配慮書案の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成27年7月27日から同年8月26日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 配慮書案のインターネットを利用した閲覧について

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書案を閲覧する
ことができます。

[URL](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000186440.html) <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000186440.html>

5 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

平成27年7月27日 から 同年8月26日 まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

6 その他

当該事業は、条例第45条の規定に基づき、代表事業者が環境影響評価手続を行っています。

(環境政策局環境企画部環境管理課)